

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年3月まで
20歳の頃は、美容師見習であったため給料も少なく、国民年金保険料は支払っていなかった。母親から国民の義務と言われ、A市B区役所で加入手続を行い、未納期間分の保険料をまとめて納付した。金額は16万円くらいであったと記憶している。確かに遡って納付したので、申立期間が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年6月頃にA市B区役所で、国民年金の加入手続を行い、未納であった期間の保険料を遡って納付したと述べており、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年7月に払い出されていることから、この時期に同区役所へ国民年金の手続に出向いたと推定され、当該時点において、申立期間は過年度納付が可能な期間であることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、加入手続の際、未納であった期間の保険料をまとめて納付したい旨を申し出たと述べており、A市に確認したところ、同市では当該申出があった場合、過年度用の納付書を作成していたことが確認できたことから、申立人の主張は、基本的に信用できる。

さらに、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間の保険料額とほぼ一致しており、加入を勧めた申立人の母親からは、「国民年金に加入し、未納分をまとめて納付したとの報告を受けた。」との証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年3月まで

私は、出産のために実家へ戻った昭和50年4月頃に、父親から、「大学を卒業したことをきっかけに国民年金の加入手続を行ってからは、国民年金保険料を納付し、保険料額を国民年金手帳に記載していたが、今後は自分で納付しなさい。」と言われて、国民年金手帳を渡された。

国民年金手帳を渡されてからは、国民年金保険料を納付したかどうかは定かではないが、申立期間については、国民年金手帳に保険料額が記載されており、納付していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、国民年金保険料の未納期間が無い上、申立人の母親についても、申立期間を含む国民年金加入期間の大半の保険料を納付しているなど納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の父親については、国民年金保険料を納付した期日が不明であるものの、申立人及び申立人の母親は、申立期間直前の昭和48年4月から同年6月までの期間に係る保険料を同年5月に納付している上、申立人の母親は、申立期間のうち同年7月から49年3月までの期間に係る保険料を同年2月にA市で納付しており、当該納付時点において、申立人も同市において、保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、申立人の母親は、昭和49年度に係る国民年金保険料を昭和49年8月以降に納付しているが、申立人は同年4月末にB市へ転居していることから、申立人は、A市において、同年4月以降の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、納付を行ったとする申立人の父親は、既に他界しているため証言を得られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和48年7月から49年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から58年6月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで

母親が昭和54年7月頃にA市役所で加入手続して、私の分と一緒に二人分を納めていた。母親は納付済みになっているが、私の分だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、納付状況及び当該番号の前後の加入者の資格記録から昭和60年8月頃に払い出されていると推認でき、申立期間②の前後の国民年金保険料は過年度納付されていることから、申立期間②の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、昭和54年7月頃母親が加入手続をし、母親の分と一緒に二人分を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる60年8月頃を基準とすると、申立期間①は時効により納付することができない。

また、申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料納付状況について、関係人に証言も得られないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については82万8,000円、申立期間②については41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成19年7月15日

A社から支給された平成16年12月と19年7月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の給与一覧表における保険料控除額から、申立期間①については82万8,000円、申立期間②については41万円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を39万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

A社から支給された平成16年12月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の給与一覧表における保険料控除額から、39万9,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月15日

A社から支給された平成19年7月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の給与一覧表における保険料控除額から、申立人は、申立期間において21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については54万5,000円、申立期間②については23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成19年7月15日

A社から支給された平成16年12月と19年7月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の給与一覧表における保険料控除額から、申立期間①については54万5,000円、申立期間②については23万円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を39万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

A社から支給された平成16年12月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の給与一覧表における保険料控除額から、39万9,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を39万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

A社から支給された平成16年12月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の給与一覧表における保険料控除額から、39万9,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 15 日

A社から支給された平成19年7月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の給与一覧表における保険料控除額から、申立人は、申立期間において6万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

A社から支給された平成16年12月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の給与一覧表における保険料控除額から、54万5,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を74万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

A社から支給された平成16年12月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の給与一覧表における保険料控除額から、74万円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年11月1日から31年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を30年11月1日に、資格喪失日に係る記録を31年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から31年10月1日まで
中学校卒業後の昭和28年4月1日からA社に入社した。

同時期に入社した人が3人いて、同じ仕事をしていたが、自分だけが同社での厚生年金保険の記録が無い。申立期間は同社で勤務していたので、記録を訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和28年3月に中学を卒業し、A社に入社したとする同期の同僚及び同社の事業主の証言により、申立人は、申立期間のうち、30年11月1日から31年10月1日までの期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、上記の同僚は、申立人とは、ずっと同じ仕事をしていた旨証言しており、オンライン記録によると、当該同僚は、昭和30年11月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和30年11月1日から31年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の同期入社同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「当時の経理責任者は退職している上、関連資料は保管されておらず、当時の事業主も死亡していることから確認することはできない。」としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合に

は、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和30年11月から31年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和28年4月1日から30年11月1日までの期間について、上記の同期入社した同僚の証言により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同時期に入社した同僚3人の厚生年金保険の記録は昭和30年11月1日が資格取得日となっていることから、当時、A社では全ての従業員について、入社と同時に勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 20 日まで
昭和 30 年 4 月 1 日にA社に入社し牛乳処理業務に従事した。正社員だったので入社と同日から厚生年金保険が掛けられていたはずなのに、厚生年金保険の資格取得日が同年 9 月 20 日になっており納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の業務内容及び周辺事情を具体的に供述していることから、期間の特定はできないものの、A社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、年金手帳番号が申立人と連番であり、資格取得年月が申立人と同年同月である複数の同僚について、申立人は、自身が入社した時には既にA社で勤務していた旨供述していることから、同社は、全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたわけではないことがうかがえる。

また、B共済組合は、申立人に係る昭和 34 年 1 月 1 日以前の厚生年金保険の加入記録について、申立人がA社を退職後勤務したC社に係る被保険者期間を含めて、「昭和 30 年 9 月 20 日からの 3 年 2 か月になっている。」と回答しており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社から事業承継をしたD社は、平成 18 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の帳票類は現存していないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 6 日から 47 年 5 月 1 日まで
株式会社の方が保険等の保障があるのでよいと考え、A社に転職したため、厚生年金保険に加入していたと思う。同社に勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の回答及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、年金事務所の記録によると、A社は、昭和 47 年 1 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、44 年 1 月 6 日から 47 年 1 月 14 日までの期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、A社がB市C町から同市D町に移転した後は勤務していないと思うと供述しているところ、商業登記簿によると、同社は、昭和 46 年 7 月 15 日に移転していることが確認できる上、元事業主は、「申立人が勤務していたのは、昭和 47 年 1 月 14 日に会社が厚生年金保険の適用事業所となる前だったので、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立人と同じ仕事をしていたとする同僚も、A社での勤務期間のうち、昭和 47 年 1 月 14 日より前の厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで
② 昭和 43 年 5 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで

昭和 38 年 9 月頃から A 社に住み込みで働くようになり、軽四輪の免許を取得したのを契機に 40 年 9 月から健康保険と厚生年金保険に加入してもらった。41 年 10 月に一度退職した後、父親の働きかけで 43 年 5 月から 47 年 1 月まで再度勤めたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び同僚から提出された写真から、申立人は、期間の特定はできないものの、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、申立人の入社及び退職時期を記憶していないことから、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

また、A 社は、当時の人事記録を火災により焼失したとしており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の記録を確認することができない。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号は連番になっており、欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、昭和 53 年 4 月までと同年 10 月以降の標準報酬月額の記録は 32 万円であるが、申立期間は 30 万円となっている。申立期間の標準報酬月額は、32 万円が正しいと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿の控えから、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額（30 万円）に見合う報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、C企業年金基金から提出された申立人に係る申立期間の標準報酬月額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる上、B社は、給与と標準報酬月額との差違は、残業手当等の変動によるものである旨の回答をしている。

さらに、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額の記録は、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月26日から21年2月1日まで

私は、A社で昭和20年4月から22年12月まで辞めることなく働いていたが、厚生年金保険の記録は、20年8月26日から21年2月1日までの期間が抜けている。私はこの期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な証言及び同僚の証言から、申立人が、申立期間において、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所記号番号等索引簿によれば、A社は、昭和20年8月26日に一旦厚生年金保険の適用事業所でなくなり（以下「全喪」という。）、21年2月1日に再度厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、昭和21年2月1日にA社において被保険者資格を取得している複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、同日以前に同社において被保険者記録が確認できる同僚全員が、20年8月26日に被保険者資格を喪失しており、申立期間において同社で厚生年金保険被保険者記録がある者は確認できない。

さらに、A社は昭和22年12月28日に全喪しており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。